

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 四
- 告示
大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 四
県営土地改良事業計画を変更した件 四
道路の区域を変更する件二件 四
道路の供用を開始する件 五
- 公告
福島県商業まちづくりの推進に関する条例第十条第一項の規定により特定小売商業施設の変更の届出があった件 五
落札者を決定した件 六

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第三号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十一年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社東邦銀行中町支店の項中「福島市中町」を「福島市大町」に改める。

附 則

この規則は、令和二年一月二十七日から施行する。

（出納総務課）

告 示

福島県告示第二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年一月二十一日から同年二月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・モール郡山 福島県郡山市長者一丁目一番五六号
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、南会津西部地区に係る県営農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和二年一月二十二日から（二十日間）
同 年二月十日まで
- 三 縦覧の場所
南会津町役場

（農村計画課）

福島県告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和二年一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道金山 新地停車場線	相馬郡新地町大字埴木 崎字台前四三一番一 地先から	変更前 A 九・〇〇 二・三・七	A 九・〇〇 二・三・七	八一九・五
	同 郡同 町大字埴木 崎字台前三二九番地 先まで	変更後 B 一四・〇〇 五三・〇〇		
	相馬郡新地町大字埴木 崎字熊野一番一 地先から	変更前 B 一四・〇〇 五三・〇〇	B 一四・〇〇 五三・〇〇	一、四八五・八
	同 郡同 町大字谷地 小屋字榊形一二二番地 先まで	変更後 B 一四・〇〇 五三・〇〇		

(道路計画課)

福島県告示第二十八号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和二年一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和二年一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道石井 大子線	東白川郡矢祭町大字茗 荷字茗荷五五番地先か ら	変更前 A 三・七〇 二四・五〇	A 三・七〇 二四・五〇	五〇五・五
	同 郡同 町大字茗 荷字茗荷二番地先まで	変更後 B 八・八〇 四一・八〇		
	相馬郡新地町大字埴木 崎字熊野一番一 地先から	変更前 B 一四・〇〇 五三・〇〇	B 一四・〇〇 五三・〇〇	四八〇・〇
	同 郡同 町大字谷地 小屋字榊形一二二番地 先まで	変更後 B 一四・〇〇 五三・〇〇		

(道路計画課)

福島県告示第二十九号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和二年一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道原町海老相馬線	相馬市蒲庭字坂下四二番地先から 同 市蒲庭字坂下一八番二地先ま で	令和二年一月二二日

(道路計画課)

公 告

公告第六号
 福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成十七年福島県条例第二十号）第十条第一項の規定により、特定小売商業施設の新設の届出について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年一月二十二日から同年四月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課、二本松市産業部商工課、福島市総務部総務課市民情報室、郡山市産業観光部産業政策課、田村市産業部商工課、本宮市産業部商工観光課、川俣町産業課商工交流

係、大玉村産業建設部産業課商工観光係、猪苗代町商工観光課、三春町産業課、浪江町産業振興課及び葛尾村地域振興課地域づくり推進係に備え置いて縦覧に供する。
令和二年一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 特定小売商業施設の名称及び所在地

1 名称 メガステージ二本松

2 所在地 二本松市冠木三九番ほか

二 変更した事項

1 特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地面積

敷地面積

(変更前) 三万八千二百四十二平方メートル

(変更後) 四万八千八百三十四平方メートル

2 敷地の状況

土地利用関係法における土地利用の規制状況

県北都市計画のその他の地域 用途地域 商業地域

(変更前) 三万八千二百四十二平方メートル

(変更後) 四万八千八百三十四平方メートル

三 届出年月日

令和二年一月十日

(商業まちづくり課)

公告第7号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年1月21日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
中性子モニタリングポスト 2式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和元年12月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
- 5 落札金額
39,380,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年11月5日

(入札用度課)